

制定日：2022年12月1日
最新確認日：2024年10月1日
株式会社ザイエンス

ザイエンスの人権基本方針

株式会社ザイエンスは、人権尊重が企業にとって重要な社会的責任と認識し、国連で採択された人権保護の国際人権章典を尊重し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際規範に準じた人権の尊重の取り組み姿勢を明確に示すため、人権基本方針を制定します。

1. 人権基本方針

本方針は、役員と全従業員（正社員・再雇用職員・嘱託職員・契約職員、派遣職員を含むすべての職員）に対して適用し、自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合には、是正に向けて適切に対処することで人権尊重に対する責任を果たします。

(1) 基本的人権の尊重

国際的に認められた人権の原則に則り、健全な事業活動を通じて基本的人権を尊重します。

(2) 差別の撤廃

個の多様性を尊重すると共に、人種、信条、肌の色、宗教、国籍、言語、民族、性別、性的指向、性自認、婚姻状態、年齢、身体的特徴、疾病、障がいの有無、社会的身分、財産、出身地等の不当な差別を行いません。

(3) ハラスメント行為の禁止

ハラスメント行為を防止するため、就業規則及びハラスメント防止に関わる方針を明示の上、ハラスメント行為の禁止を掲げ、性別、地位等を背景に人権を侵害する言動やその他のハラスメント行為防止に努めます。万が一、ハラスメントを含む人権侵害の問題等が生じた場合には、厳正かつ速やかに対応します。

(4) 労働に関する権利の尊重

事業活動を行う国や地域の労働に関する法令、慣行を遵守すると共に、結社の自由、団体交渉の権利を尊重し、従業員一人ひとり又はその代表者との誠実な対話により、健全な労使関係を構築します。

(5) 児童労働および強制労働の禁止

事業活動を行うすべての国、地域において、児童労働や強制労働を行いません。また、ユニセフの「子どもの権利とビジネスの原則」の主旨に基づき、子どもの権利を尊重します。

(6) 働きやすい職場環境の実現

すべての従業員が安全かつ健康でいきいきと働くことのできる職場環境を構築します。賃金の支払いや労働時間等は事業活動を行うすべての国や地域の法令を遵守します。なお、事業活動において生み出した収益の一部を経営実態や業績も踏まえながら従業員へ生活賃金に足るよう適切に還元します。

(7) 地域社会への貢献

企業市民として地域社会との信頼関係を構築するとともに、連携して地域の課題解決に努めながら、地域社会の事情や文化、慣習等に配慮したその地域に相応しい人事制度を構築し、地域雇用への貢献に努めます。

(8) 教育訓練

人権尊重の基本方針を遵守するため、人権尊重に関わる教育訓練を継続的に実施し、適切な意識啓発を行います。

(9) 人権デューディリジェンス

事業活動が社会に与える人権への負の影響の防止または軽減を目的として、予防的に調査・評価を行い、適切な手段を通じて是正する人権デューディリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施します。

(10) サプライチェーンにおける人権尊重

当社は、自社サプライチェーンと共に人権尊重に積極的に取り組み、協働して人権尊重を推進することを目指します。

以 上